

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 7 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 第 1 節 基本方針等(第 4 条・第 5 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 6 条・第 7 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 8 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 9 条—第 42 条)
 - 第 5 節 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例(第 43 条・第 44 条)
- 第 3 章 夜間対応型訪問介護
 - 第 1 節 基本方針等(第 45 条・第 46 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 47 条・第 48 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 49 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 50 条—第 59 条)
- 第 4 章 認知症対応型通所介護
 - 第 1 節 基本方針(第 60 条)
 - 第 2 節 人員及び設備に関する基準
 - 第 1 款 単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護(第 61 条—第 63 条)
 - 第 2 款 共用型指定認知症対応型通所介護(第 64 条—第 66 条)
 - 第 3 節 運営に関する基準(第 67 条—第 80 条)
- 第 5 章 小規模多機能型居宅介護
 - 第 1 節 基本方針(第 81 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 82 条—第 84 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 85 条・第 86 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 87 条—第 108 条)
- 第 6 章 認知症対応型共同生活介護
 - 第 1 節 基本方針(第 109 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 110 条—第 112 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 113 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 114 条—第 128 条)
- 第 7 章 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 第 1 節 基本方針(第 129 条)
 - 第 2 節 人員に関する基準(第 130 条・第 131 条)
 - 第 3 節 設備に関する基準(第 132 条)
 - 第 4 節 運営に関する基準(第 133 条—第 149 条)
- 第 8 章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 第 1 節 基本方針(第 150 条)

第2節 人員に関する基準(第151条)

第3節 設備に関する基準(第152条)

第4節 運営に関する基準(第153条—第177条)

第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第178条・第179条)

第2款 設備に関する基準(第180条)

第3款 運営に関する基準(第181条—第189条)

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第190条)

第2節 人員に関する基準(第191条—第193条)

第3節 設備に関する基準(第194条・第195条)

第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)

第10章 雑則(第203条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域密着型サービス事業者 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。

(2) 指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス それぞれ法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。

(3) 利用料 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

(4) 地域密着型介護サービス費用基準額 法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。)をいう。

(5) 法定代理受領サービス 法第42条の2第6項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者を支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。

(6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第 3 条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、中野区(以下「区」という。)、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。